

令和 6 年 5 月 2 2 日

阿久比町長 田 中 清 高 様

阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会

会 長 萩 原 光 雄

適正な下水道使用料の在り方について（答申）

令和 5 年 1 0 月 3 0 日付け 5 阿上下第 1 8 2 号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. はじめに

阿久比町では、健康で快適な生活環境の実現と河川の水質保全という公共目的のため、昭和 6 3 年に公共下水道事業に着手し、以来この整備を町政の柱の一つとして積極的に取り組んできた。

経営の基本方針として、効率的な下水道経営による経費削減を優先することとし、平成 6 年の供用開始以降、消費税率改定による使用料改定を除いて一度も使用料の改定を行うことなく下水道サービスの提供に努めてきた。

しかし、これまでの経営努力にも関わらず経費回収率は 6 0 % 前半の低水準で推移している。下水道事業では、公共の福祉（公共用水域の水質保全など）の視点により、汚水に係る費用のうち一定のものが公費負担として認められているものの、本来であれば公営企業会計の基本である「独立採算の原則」のもとに使用料収入のみで経営が行われるべきである。しかしながら、本町下水道事業においては、不足する収入を一般会計から繰り入れているのが現状である。

さらに、今後の公共下水道事業は、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及などから水需要が減少し、下水道使用料の増加が見込めなくなっている。

加えて、過去に整備した下水道施設がこれから次々と耐用年数を迎えるため、サービスを維持するための更新財源をいかに確保するかという課題にも直面している。また、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震での被災状況から再認識されたように、下水道施設の耐震化についても課題となっている。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、諮問事項である「適正な下水道使用料の在り方」について、公営企業としてのあるべき姿に立ち返り、阿久比町の

下水道事業の将来を見据えて、さまざまな観点から慎重に審議を行った。

2. 答申内容

下水道は、健康で快適な生活環境の実現と河川の水質保全のために欠かすことのできない重要な社会基盤である。将来世代のためにも、早期に下水道使用料による健全な経営を目指す必要がある。

ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築、管路施設の点検・調査の共同化による経費削減などの経営努力を継続することが前提となるが、次のとおり下水道使用料を改定すべきである。

- (1) 使用料算定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。
- (2) 二部使用料制及び累進使用料制を継続する。
- (3) 基本水量制を廃止する。
- (4) 使用料体系の単価設定は、150円/m³を目標とする。
- (5) 基本使用料は、1,000円/月とする。
- (6) 排水量区分ごとの単価は、累進性を確保しつつ、排水量が大きくなるほど改定倍率を低くする。

下水道使用料料金表

(1ヵ月あたり・税抜き)

		改定前	改定後	改定倍率	改定額
基本使用料 (円/月)		800 円	1,000 円	1.25	200 円
従量 使用料 (円/m ³)	10 m ³ まで	0 円	20 円	—	20 円
	11～20 m ³	90 円	145 円	1.61	55 円
	21～40 m ³	105 円	155 円	1.48	50 円
	41～100 m ³	130 円	165 円	1.27	35 円
	101～500 m ³	165 円	205 円	1.24	40 円
	501 m ³ 以上	210 円	260 円	1.24	50 円

3. 答申に至った理由

(1) 二部使用料制及び累進使用料制の継続

本町の使用料対象経費の大部分（約8割）は固定費となっており、下水道事業の安定した経営を考えると、そのすべてを基本使用料で賄うことが適当である。しかし、その場合の基本使用料は極めて高額となり、単身世帯などの小口使用者の負担割合が大きくなりすぎ、現実的ではない。

したがって、固定費と需要家費の一部を基本使用料に、それ以外を従量使用料に賦課する使用料体系の継続が適当である。

また、従量使用料については、大量排水の抑制や小口使用者の激変緩和措置として、累進性を継続することが適当である。

(2) 基本水量制の廃止

基本水量制は、下水道の普及を促進し、公衆衛生の向上や生活環境の改善を図るとともに、生活用水に係る使用料を安く抑えるという政策的配慮から導入している団体が多くある。

本町では、下水道整備は概成しており、公衆衛生の向上や生活環境の改善に対して、基本水量制は一定の役割を終えたと言える。

一方で、排出量が10m³/月以下の世帯においては、使用水量が異なっても使用料が変わらないことへの不平感が出ることも想定される。また、節水意識が阻害され、SDGsの観点からも逆効果となる。

以上より、基本水量制を廃止することが適当である。

(3) 基本使用料の設定

固定費のすべてを基本使用料に充てた場合、基本使用料は極めて高額となり、現実的ではない。そこで、近年の水量実績から施設能力に対する余裕率を算定した結果及び当初設定800円/月からの物価変動を考慮した結果により、今回改定では基本使用料を1,000円/月と設定することが適当である。

(4) 排出量区分ごとの単価の設定

経費回収率100%を目標とした場合、現状からの平均改定倍率は1.65倍程度となり、現実的ではない。そこで、今回改定では、国が掲げている目安の使用料単価150円/m³（家庭用使用料3,000円/20m³）を目標とすることが適当である。

また、排水量区分ごとの単価設定においては、大口使用者の負担増に配慮し、累進性は確保するが、累進度を下げるのが適当である。

(5) 改定時期

令和11年度までの5年間における使用料の改定は150円/㎡を目標とするが、住民の負担増に配慮した激変緩和措置により段階的に改定することが適当である。

改定時期が遅くなるほど、下水道事業では一般会計からの繰入に依存する期間が長くなることに留意が必要である。また、改定の間隔が空き過ぎることによって経済状況が変化してしまうこと、さらに令和8年度に予定される水道料金の改定を勘案し、下水道使用料の改定については令和7年度と令和9年度の2段階で実施することが適当である。

4. 附帯意見

- (1) 激変緩和措置として段階的な改定が適当であるが、150円/㎡相当となる時期を特別な事情がない限り令和9年度までに行うこと。
- (2) 阿久比町下水道事業の経営維持、改善の努力等を今後も継続し、その内容を広く使用者に公表すること。
- (3) 今後も定期的に使用料改定の検討を実施し、経費回収率100%の達成、維持に向けて努力すること。
- (4) 次回改定時には、従量使用料の排水量区分についても整理し、適当な使用料体系を検討すること。